

# 動労千葉の断固とした方針が、 出向攻撃をあいづめている

この判決で、あらためて明らかになったとおり、本人の同意にもとづかない強制出向攻撃は、明らかな違法行為である。ましてや、国労の役員や活動家を狙いうちにするようなやり方は、とうてい

強制出向は明らかに違法！

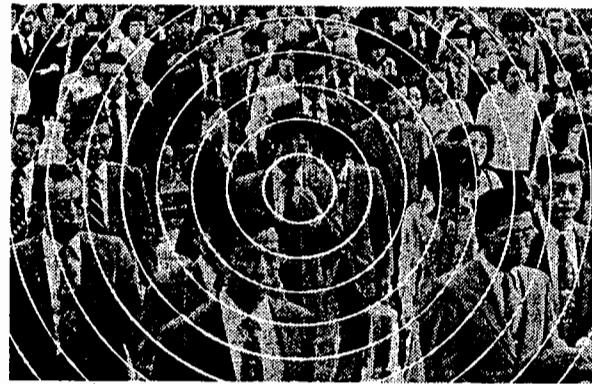
九月七日の判決は、会社の異議申し立てと主張を全面的に退け、出向命令の無効をあらためて認めたものである。

「人事課付」でテニス場の清掃作業を命ずるといふ、実にペテン的な不当労働行為を続けていたのである。

これは、職員であった山下さんが、昨年二月、自動改札機導入に伴う合理化によって、関連会社であるテニス場に出向を命ぜられていた裁判で、小山さんは、①本人の同意がない、②出向命令は労使協議を経ていない、③組合活動を嫌った不当労働行為であるとして仮処分を申請、同年七月に、地裁は小山さんの主張を認め、「出向人事の効力停止」の仮処分決定を出していた。

九月七日、神戸地方裁判所は、神戸高速鉄道の出向人事をめぐる裁判において、「本人の同意なき出向命令は拘束力をもたない」との判決を言いわたした。

## 『同意なき出向命令は拘束力もたない』 神戸地裁、サラリーマンに軍配



強制出向が明らかな違法行為であることが改めて明らかになった！ 革マル松崎と一体となった労務支配粉碎へ！

田原不登の労働法研究会は、この判決を高く評価し、強制出向を禁止する判決を歓迎した。また、この判決は、労働者の権利を守る上で重要な役割を果たした。神戸地裁の判決は、労働者の権利を守る上で重要な役割を果たした。神戸地裁の判決は、労働者の権利を守る上で重要な役割を果たした。

### 職員から「採用時の契約外業務だ」 ス場の勤務に

年五月に出向命令の無効を求め、仮処分を申請した。七月に判決が出た。判決は、出向命令は無効であると認め、出向命令を履行しないよう命じた。また、この判決は、労働者の権利を守る上で重要な役割を果たした。

87. 9. 18

No. 2657

国鉄千葉動力車労働組合  
千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

許されるものではない。この出向攻撃のやり方ひとつをとってみても、JR当局がいかに卑劣な違法行為を重ねているのか一目瞭然である。

### 動労千葉の闘いが当局を追いづめている

しかし今、動労千葉の断固たる方針の提起と、強制出向攻撃の違法性の暴露、圧倒的なスト権の確立が当局をおいつめはじめたのだ。

六月、七月、八月とあれほど露骨にやっていた組合潰しだけを目的とした狙いうちの強制的な出向攻撃が、スト権の確立を契機にビタリと止まってしまったのだ。千葉運行部にとってもそうである。「夏季輸送後実施する」と公言していた強制出向攻撃もなかなか実施できず、ようやく出された十月一日付出向は、六名全員が鉄道労連である。

明らかに、動労千葉の断固とした闘いの姿勢が当局に制動をかけているのである。また、現在当局自身が進めている、革マル松崎と結託した強権的労務支配の攻撃があまりにでたらめなものであるために、いよいよいぎづまりは始めているのだ。

### 気をゆるめることなくさらに 当局を追いづめる

この「初戦の勝利」に自信と確信をもってつき進もう。毅然とした闘いの姿勢こそが当局をおいつめるのだ。敵は、攻撃にいぎづまりつつも、なお虎視眈眈と動労千葉潰しを狙っていることは明らかである。気をゆるめることなく、「強制出向に対してはストライキも辞さず闘う」方針を堅持して、さらに当局をおいつめよう。

**9-22 青年部**  
**全支部交流会へ**  
千葉駅支部組合事務所 18時集合